

〔分析 指摘 3－4、意見 3－7に関するもの〕ベイエリア DIC 推進事業補助金の事務手続について

都は、5G など通信環境整備やスタートアップ企業等を支援するため、「ベイエリア DIC 推進事業補助金」を実施しているが、令和 3 年度における事業実績は 1 件のみであった。

その事業に関する収支計画書上の総事業費は 49,897 千円であるのに対し、実績報告書上の総事業費が 18,002 千円であり、計画値と実績値に大きな差額が発生していたが、差額が発生した原因や経緯等の説明や理由付記が実績報告書上に見受けられなかった。

都は、差額が発生した原因や経緯については、「契約締結報告書」及び「ベイエリア DIC 推進事業に係る契約締結の経緯」において確認し、本件に関しては、一部、申請したが購入しなかった備品があるものの、申請当初の事業目的に影響が生じていないという事情を口頭で確認しているとし、記録は残されていないかった。

また、その補助金関係書類を確認したところ、補助金交付申請書の記載事項に誤りが認められた。具体には、補助金交付申請書の日付が「2021 年 1 月 14 日」と記載され申請されていたが、正しくは「2022 年 1 月 14 日」と記載されるのが適当であった。単純な記載ミスではあるものの、外観上は適正さを欠いた状況である。

都は、申請書類に対しては、ベイエリア DIC 推進事業書類審査基準において定めている「ベイエリア DIC 推進事業書類審査チェックリスト（共通）」を使用して確認作業を行っているが、本チェックリストにおいては、申請日付に関するチェック項目がないため、今回の誤りが発生したとしている。

（指摘 3－4）補助金交付申請書の記載誤りについて

都は、「ベイエリア DIC 推進事業補助金」を実施しているが、令和 3 年度の補助金交付申請書の記載事項に誤りが認められた。補助金交付申請書の日付が「2021 年 1 月 14 日」と記載され申請されていたが、正しくは「2022 年 1 月 14 日」と記載されるのが適当であった。申請年月日は、補助金申請者による申請を行った日付であり、申請時点を明確にする上で重要な意味を持つものである。単純な記載ミスではあるものの、外観上は適正さを欠いた状況である。

都は、申請書類に対しては、ベイエリア DIC 推進事業書類審査基準において定めている「ベイエリア DIC 推進事業書類審査チェックリスト（共通）」を使用して確認作業を行っているが、本チェックリストにおいては、申請日付に関

するチェック項目がないため、今回の誤りが発生したという。

チェックリストを改定し、チェック項目を追加して、より精緻に確認作業を行う方法も一案であるが、チェックリストを増やすことで、かえって事務手続が煩雑になったり、形式的なチェックに終始してしまい、本質的なチェックが行えなくなってしまうとは本末転倒である。

従来は、書面に対するチェックであったものが、昨今では、電子データ上でチェックすることが多くなっていると考えられる。その実態にあった、厳格なチェック体制の整備、運用を検討し、有効な内部統制を構築されたい。

（意見 3－7）実績報告の審査段階における文書記録の必要性について

令和 3 年度の「ベイエリア DIC 推進事業補助金」に関する収支計画書上の総事業費は 49,897 千円であるのに対し、実績報告書上の総事業費は 18,002 千円であり、計画値と実績値に大きな差額が発生していたが、差額が発生した原因や経緯等の説明や理由付記が実績報告書上に見受けられなかった。

都は、差額が発生した原因や経緯については、「契約締結報告書」及び「ベイエリア DIC 推進事業に係る契約締結の経緯」において確認し、本件に関しては、一部、申請したが購入しなかった備品があるものの、申請当初の事業目的に影響が生じていないという事情を口頭で確認しているとし、記録は残されていないかった。

実績報告の段階で、計画値と実績値に大きな差額が発生した場合には、差額が発生した原因や経緯等の説明や理由を正確に保存し、また、他の職員とも情報共有を容易にするためにも、実績報告書等に記録として残されたい。

〔分析 指摘 3－5に関するもの〕東京都臨海副都心地域にぎわい創出事業の事務手続について

都は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した臨海副都心への来訪者の回復を目指し、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会及び同協議会の会員が臨海副都心において実施する地域のにぎわい創出に資するイベントに対し、助成金を交付する事業を実施している。

本補助事業に係る関係書類を確認したところ、実績報告書の提出が期限後の日付であった事案が認められた。なお、助成金の交付要項によると、実績報告書は、事業が終了した日から 30 日以内又は令和 4 年 3 月 31 日（木）のいずれか早い日までに提出する必要がある旨が規定されている。

(指摘 3－5) 実績報告書の期限後提出について

令和 3 年度の「東京都臨海副都心地域にぎわい創出事業」において、実績報告書の提出が期限後の日付であった事案が認められた。

助成金の交付要項によると、実績報告書は、事業が終了した日から 30 日以内又は令和 4 年 3 月 31 日（木）のいずれか早い日までに提出する必要がある旨が規定されている。

本件補助事業に関しては、事業終了が令和 4 年 2 月 14 日であるので、実績報告書の提出期限は、事業が終了した日から 30 日以内である令和 4 年 3 月 16 日であると考えられるが、実績報告書の日付は令和 4 年 3 月 31 日付で期限後の提出となっていた。

交付要項の定めに従い、提出期限を改めて確認し、期限どおりの適切な運用ができるよう徹底されたい。

(2) 臨海副都心の開発計画について

ア 事業の概要

(ア) 臨海副都心の開発計画

都は、第二次東京都長期計画（昭和 61 年 11 月）において、東京の一点集中型の都市構造を転換するため、臨海副都心を 7 番目の副都心として育成する方針を定めた。この長期計画に基づき、「臨海副都心開発基本構想」（昭和 62 年 6 月）、「臨海副都心開発基本計画」（地区別実施計画Ⅰを含む。）（昭和 63 年 3 月）を策定し、これらの具体策として「臨海副都心開発事業計画」（平成元年 4 月）を取りまとめた。引き続き平成 2 年 4 月に、「臨海副都心まちづくりガイドライン」、「臨海副都心住宅マスタープラン」及び「臨海副都心開発地区別実施計画Ⅱ」を策定した。さらに、社会経済状況の変化等を踏まえ、開発の在り方を見直し、「臨海副都心開発の基本方針」（平成 8 年 7 月）の決定を経て、「臨海副都心まちづくり推進計画」（平成 9 年 3 月）を策定した。

(イ) 開発スケジュール

開発スケジュールは、都市の開発状況や施設の整備状況に合わせて、おおむね 10 年単位に区分し、柔軟で段階的な開発を基本とし、おおむね 5 年ごとに必要に応じて見直しを行うこととしている。

I 期 ～平成 7 年度

- ・都市活動の開始に必要な都市基盤と拠点施設が整備され、まちが活動を開

始

- ・台場地区のまちが概成

II 期 ～平成 17 年度

- ・臨海高速鉄道の大崎延伸
- ・新交通「ゆりかもめ」の豊洲延伸
- ・晴海通りの延伸
- ・有明北地区の埋立てが完成
- ・有明南地区のまちが概成
- ・青海地区のまちづくりが進展

III 期 ～平成 27 年度

- ・域内の都市基盤整備が完了
- ・環状 2 号線などの広域的交通基盤の整備がほぼ完了
- ・青海地区及び有明北地区についてまちが概成

IV 期 平成 28 年度～

- ・全ての地区でまちが完成、発展

(ウ) 土地利用計画

開発面積 442ha の内訳と土地利用計画は、以下のとおりである。

公共施設	
道路	113ha
公園、緑地	98ha
シンボルプロムナード	26ha
計	
宅地	237ha
業務・商業系	69ha
住・商・業複合系	52ha
住宅系	5ha
その他	63ha
計	
防災拠点用地	189ha
	16ha
合計	442ha

なお、宅地のうち「その他」は、東京ビレッジサイト、新交通基地等である。

(エ) 開発フレーム

開発フレームは、表D-5-5のとおりである。

表D-5-5 臨海副都心の開発フレーム			
地区名	面積 (ha)	就業人口 (人)	居住人口 (人)
青海地区	117	40,000	1,000
有明南地区	107	19,000	0
有明北地区	141	15,000	28,000
台場地区	77	16,000	5,500
計	442	90,000	34,500

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析〕 臨海副都心の開発フレームと就業人口・居住人口の現状について
開発フレームと就業人口・居住人口の現状は、表D-5-6のとおりである。

表D-5-6 臨海副都心の開発フレームと就業人口・居住人口の現状 (単位：人)

地区名	就業人口		居住人口	
	開発フレーム	現状	開発フレーム	現状
青海地区	40,000	12,000	1,000	840
有明南地区	19,000	17,000	0	0
有明北地区	15,000	7,000	28,000	12,390
台場地区	16,000	16,000	5,500	5,520
計	90,000	52,000	34,500	18,750

都提供資料より監査人作成

就業人口については、青海地区において、開発フレームの人口4万人に対し、現状は1万2千人である。また、居住人口については、有明北地区において、開発フレームの人口2万8千人に対し、現状は1万3千人である。いずれの地区も未処分地が残されており、新型コロナウイルス感染症の拡大や、東京 2020 大会開催延期も影響していると考えられる。

6 豊洲・晴海地域の開発

(1) 豊洲・晴海開発整備計画と現状について

ア 事業の概要

(ア) 豊洲・晴海地域の開発計画

豊洲・晴海地域は、戦後の東京の発展を支えてきた港湾物流施設の移転・再配置、ガス・発電などのエネルギー関連施設の機能縮小・停止などにより、既成市街地に比べ大規模な未利用地が多く存在している。また、この地域は、都心と臨海副都心の中間に位置するという特性も有している。

これらの点を踏まえ、この地域において、活力ある複合市街地の形成を目指すこととし、平成 2 年 6 月に「豊洲・晴海開発整備計画」が策定された。平成 9 年 4 月には、社会経済状況の大きな変化に伴う臨海副都心開発の見直しに合わせ、同計画の改定が行われた。その後、平成 13 年 12 月に策定された「第 7 次東京都御売市場整備計画」において、築地市場を豊洲地区へ移転することが決定され、これに伴い、豊洲地区の土地利用計画等を変更する必要が生じたため、平成 14 年 9 月に、豊洲地区の変更を中心とした同計画の再改定が行われた。

さらに、東京 2020 大会において、晴海地区に選手村が整備されることとなり、大会終了後は選手村の建物に改装を加えて住宅等として活用することとなった。そこで、晴海地区の開発フレーム及び土地利用計画等について関係機関との協議が行われ、平成 26 年 3 月に、選手村が整備される晴海五丁目を対象に一部改定が行われた。また、平成 28 年 3 月には、地元地権者等との協議を踏まえ、晴海地区全体を対象に一部改定が行われた。

(イ) 事業の経緯

豊洲地区では、平成 9 年 11 月に土地区画整理事業の事業計画が決定され、令和元年 6 月に換地公告がされた。平成 11 年 8 月には防潮護岸整備事業が着手され、平成 18 年 9 月に竣工となった。

晴海地区においては、一丁目の市街地再開発事業が平成 13 年 10 月に竣工し、二丁目については、土地区画整理事業と都市再生事業による一体的な開発整備が平成 24 年度に完了した。また、三丁目西地区は、市街地再開発事業が平成 30 年 2 月に竣工している。四丁目及び五丁目の一部については、大街区方式の土地区画整理事業が平成 18 年 3 月に事業認可され、平成 28 年 1 月に換地公告がされた。五丁目については、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業が平成 28 年 4 月に事業認可され、令和元年 12 月には、東京 2020 大会時に

必要な部分の整備が完了した。

(ウ) 開発フレーム

開発フレームは、表D-6-1のとおりである。

表D-6-1 豊洲・晴海地区の開発フレーム

地区名	面積 (ha)	就業人口 (人)	居住人口 (人)
豊洲地区	約 110	44,000 程度	13,000 程度
晴海地区	約 107	36,000 程度	43,000 程度
計	約 217	80,000 程度	56,000 程度

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析〕 豊洲・晴海地区の開発フレームと就業人口・居住人口の現状について
開発フレームと就業人口・居住人口の現状は、表D-6-2のとおりである。
なお、現状は、就業人口については平成 28 年 6 月 1 日時点（推計）、居住人口については令和 3 年 4 月 1 日時点のデータである。

表D-6-2 豊洲・晴海地区の開発フレームと就業人口・居住人口の現状 (単位：人)

地区名	就業人口		居住人口	
	開発フレーム	現状	開発フレーム	現状
豊洲地区	44,000 程度	1,740	13,000 程度	5,143
晴海地区	36,000 程度	32,258	43,000 程度	17,695
計	80,000 程度	33,998	56,000 程度	22,838

都提供資料より監査人作成

就業人口については、豊洲地区において、開発フレームの人口 4 万 4 千人程度に対し、現状として 2 千人を下回る人数が示された。民間地権者の土地で、開発が進んでいない一面があるが、豊洲市場は築地市場の代替施設として建設され、平成 30 年 10 月に取引を開始しているため、令和 3 年度における実際の就業人口はかなり増加していると考えられる。また、居住人口については、晴海地区において、開発フレームの人口 4 万 3 千人程度に対し、現状は 1 万 8 千人に届いていない。現在、五丁目は住宅地として開発中であり、今後 1 万 2 千

人程度の増加が見込まれる。

〔分析〕 PCB 引当金について

監査人が、臨海地域開発事業会計の支出予算整理簿（総勘定元帳に相当）を確認すると、次の仕訳が計上されていた。

支出予算整理簿

(表) 開発事業費用					
(項) 営業費用					
(目) 一般管理費					
(節) 産業安全対策引当金繰入額					
(細目)					
記帳年月日	摘 要	番号	予算額	推定額	支払額 (決算額)
令和 3.31	ポリ塩化ビフェニール (PCB) 汚染撤去費用に係る費用 の引当金の計上について (3) 撤去費用 6464 号	(6) 00002		1,552,000	1,552,000

引当金が計上された経緯を担当者にヒアリングすると、次のとおりであった。

晴海エリアについては、晴海ふ頭の港湾施設の老朽化や周辺の市街化の進行に伴い、施設の利用効率が低下してきたため、晴海ふ頭棧橋の廃止及びその背後の港湾施設用地の供用を廃止し、都市化を進めて行くこととしていた。
その後、東京 2020 大会の立候補フライング（平成 25 年 1 月）において、選手村の一部として利用することが計画された。
一方で、都と A は、本件土地の賃貸借契約を平成 27 年 12 月 22 日の賃貸借期間の満了日をもって終了させることとし、A は、借地契約の終了に伴う借地借家法上（同法 13 条）の建物買取請求権を行使し、都に建物を時価で買い取ることを請求し、都は平成 27 年 7 月 31 日に購入した。
都は、建物内には PCB 廃棄物に該当する変圧器が 3 台あることを、購入時までに認知していた。
PCB 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づいた適正な処分が必要であり、処分費用が将来発生すること及びその処分費用の概算額も認知していた。
令和 3 年度に建物の解体工事の概算工期等が判明し、PCB の撤去運搬・廃棄に係る費用を専門業者に確認し、その費用を参考に引当金を計上した。

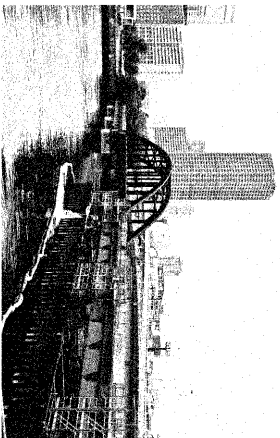
(2) 水辺の歩行者ネットワーク形成について

ア 事業の概要

開発が進展する臨海部において水辺の魅力を高め、誰もが思い楽しめる歩行者ネットワークを形成するため、都は、豊洲地区と晴海地区を結ぶ「旧晴海鉄道橋」を遊歩道化し、エリアの新たなランドマークとして整備を行っている。

旧晴海鉄道橋は、東京港における貨物輸送のために整備した「臨港鉄道東京都専用線晴海線」の一部である。昭和 32 年に晴海線が開通し、主に小麦やロール紙など数多くの貨物を運んでいた。しかし、鉄道輸送からトラック輸送への転換などもあり、平成元年にその役目を終えた。本橋は鉄道橋として日本初の半円状のアーチ構造を持つ橋（ローゼ橋）及び連続 PC 桁で整備された歴史的鉄道遺構である。

都は、整備に当たっては、有識者等の意見を踏まえながら、本橋の歴史的な価値を残しつつ、耐震補強や遊歩道化を進めていくとしている。



旧晴海鉄道橋（監査人撮影）

〔分析 意見 3－8 に関するもの〕 幅広い地元住民の意見を事業に反映させるための取組について

都は、有識者等の意見を踏まえながら、本橋の歴史的な価値を残しつつ、耐震補強や遊歩道化を進めていくとしたが、併せて地元区や地元住民の意見の尊重は重要である。彼らの意見を事業に反映させるための取組について、都の担当者にヒアリングしたところ、次のとおりの回答であった。

整備に当たっては、地元区や自治会等の意見を事業に反映させるとともに、港湾局ホームページでの事業概要の掲載や、さらに、現地において事業看板を設置するなど、都民に周知するよう取り組んでいます。

なお、地元区や自治会等の調整先及び主な意見は以下のとおりで、設計に反映させています。

- 調整先
- ・江東区
- ・中央区
- ・自治会など
- 主な意見
- ・地元のためになる事業であり賛成。できる限り、早く完成させてほしい
- ・遊歩道は、暖かみのある木材を使った歩行空間にしてほしい 等

なお、意見は個別に聴取したとのことであった。

（意見 3－8） 幅広い地元住民の意見も事業に反映させるための取組について 都は、地元区や自治会などから意見を聴取し、その過程で速やかな完成を要望されている。要望に応えるため、当初の工期から 1 年以上も前倒しで事業を進めている。

事業推進に当たっては、より多くの意見が事業に反映されるよう、幅広い地元住民の意見も事業に反映されたい。

7 新たな海上公園への取組について

(1) 海上公園の整備について

ア 事業の概要

海上公園は、昭和 47 年度の事業開始以来、整備が進められ、令和 3 年 8 月 1 日現在で開園面積が、約 871.7ha（水域約 544.2ha）、計画面積約 1,077.4ha に対して約 81%の進捗率となっている。

また、海浜公園、ふ頭公園、緑道公園に分類される各公園の開園面積は、表 D-7-1 のとおりである。

表 D-7-1 海上公園事業の実施状況と開園面積

種別	公園名称	令和 3 年 8 月 1 日現在	
		面積（㎡）	
海浜公園	大井ふ頭中央海浜公園	454, 271. 75	
	東京港野鳥公園	363, 108. 79	
	城南島海浜公園	199, 532. 56	
	お台場海浜公園	510, 809. 79	
	辰巳の森海浜公園	206, 851. 25	
	若洲海浜公園	830, 177. 65	
	葛西海浜公園	4, 117, 473. 01	
	海の森公園	669, 006. 12	
	小計 8 公園	7, 351, 230. 92	
	コソテナふ頭公園	2, 383. 00	
ふ頭公園	みなとが丘ふ頭公園	50, 265. 00	
	東海ふ頭公園	22, 694. 18	
	城南島ふ頭公園	7, 139. 71	
	京浜島ふ頭公園	12, 577. 15	
	京浜島つばさ公園	25, 037. 00	
	青海北ふ頭公園	25, 812. 00	
	青海南ふ頭公園	43, 760. 40	
	水の広場公園	78, 387. 11	
	青海中央ふ頭公園	12, 450. 00	
	暁ふ頭公園	15, 502. 30	
	新木場公園	7, 596. 34	

種別	公園名称	面積（㎡）
緑道公園	晴海ふ頭公園	24, 513. 27
	春海橋公園	23, 967. 84
	芝浦南ふ頭公園	9, 925. 71
	品川北ふ頭公園	5, 950. 00
	有明西ふ頭公園	10, 288. 00
	小計 17 公園	378, 249. 01
	京浜運河緑道公園	81, 649. 19
	大井ふ頭緑道公園	32, 662. 00
	東海緑道公園	43, 890. 31
	城南島緑道公園	19, 959. 95
	京浜島緑道公園	31, 562. 27
	東八潮緑道公園	4, 879. 00
	シンボルプラムナード公園	264, 446. 73
	青海緑道公園	6, 251. 00
	有明北緑道公園	26, 143. 67
	有明テニスの森公園	163, 341. 64
	辰巳の森緑道公園	145, 503. 24
	夢の島緑道公園	104, 335. 30
	新木場緑道公園	63, 074. 10
	小計 13 公園	987, 698. 40
	合計 38 公園	8, 717, 178. 33

海上公園の設置及び管理運営に関しては、東京都海上公園条例（以下「条例」という。）において規定されている。

東京都海上公園条例

（目的）
第 1 条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。
第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 海上公園 臨海地域及び水域において東京都（以下「都」という。）が設置する公園（第四号に規定する都立公園を除く。）をいい、都が当該公園に設置する海上公園施設を含む。

二 臨海地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第九号に規定する都の臨海地区及び港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項の規定により公告された東京港港湾区域に囲まれた地域をいう。

三 水域 臨海地域の周辺の水域をいう。

四 都立公園 東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第2条第1項に規定する都立公園をいう。

五 海上公園施設 海上公園に設けられる都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に掲げる施設、港湾法第2条第5項第九号の三に規定する港湾環境整備施設及び海上公園の利用又は管理に必要な施設で東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。（以下、省略）

海上公園には、海浜公園、ふ頭公園及び緑道公園の3種類があり、それぞれの海上公園の名称に関しては条例で規定されており、また、別表第一において位置等が示されている。

（海上公園の種類）

第3条 海上公園の種類は、海浜公園、ふ頭公園及び緑道公園とする。

2 海浜公園は、主として、水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園とする。

3 ふ頭公園は、主として、ふ頭内の景観の整備を図るとともに、みなとの景観に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園とする。

4 緑道公園は、主として、臨海地域における自然環境の回復を図るとともに、緑に親しむ場所として都民の利用に供し、あわせて海上公園の一体的な利用を促進することを目的とする公園とする。

（海上公園の名称等）

第4条 海上公園の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

2 前項の海上公園の区域及び面積並びに有料施設の名称及び規模その他必要な事項は、知事が定め、告示する。

別表第一（第4条関係）

種別	名称	位置
海浜公園	東京都立お台場海浜公園	東京都港区台場一丁目
	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	東京都品川区八潮四丁目 東京都大田区東海一丁目
	東京都立東京港野鳥公園	東京都大田区東海三丁目
	東京都立葛西海浜公園	東京都江戸川区臨海町六丁目、 臨海町六丁目地先
	東京都立若洲海浜公園	東京都江東区若洲三丁目
	東京都立城島海浜公園	東京都大田区城南島四丁目、城南島五丁目
	東京都立辰巳の森海浜公園	東京都江東区辰巳二丁目
	東京都立海の森公園	東京都江東区海の森三丁目、 海の森三丁目地先
	東京都立有明親水海浜公園	東京都江東区有明一丁目、東雲一丁目
	東京都立晴海ふ頭公園	東京都中央区晴海五丁目
	東京都立品川北ふ頭公園	東京都港区港南五丁目
	東京都立コゼナふ頭公園	東京都品川区八潮二丁目
	東京都立新木場公園	東京都江東区新木場二丁目
ふ頭公園	東京都立みなとが丘ふ頭公園	東京都品川区八潮三丁目
	東京都立春海橋公園	東京都江東区豊洲二丁目
	東京都立青海中央ふ頭公園	東京都江東区青海四丁目
	東京都立青海北ふ頭公園	東京都江東区青海二丁目
	東京都立青海南ふ頭公園	東京都江東区青海二丁目
	東京都立京浜島つばき公園	東京都大田区京浜島二丁目
	東京都立京浜島ふ頭公園	東京都大田区京浜島二丁目
	東京都立磯ふ頭公園	東京都江東区青海三丁目、青海四丁目
	東京都立城南島ふ頭公園	東京都大田区城南島二丁目
	東京都立東海ふ頭公園	東京都大田区東海二丁目

東京都立水の広場公園
東京都立有明三丁目、
有明三丁目

東京都立有明西ふ頭公園
東京都立芝浦南ふ頭公園
東京都江東区有明三丁目
東京都港区海岸三丁目

種別	名称	位置
緑道公園	東京都立辰巳の森緑道公園	東京都江東区辰巳一丁目、辰巳二丁目
	東京都立東八潮緑道公園	東京都品川区東八潮
	東京都立青海緑道公園	東京都江東区青海四丁目
	東京都立東海緑道公園	東京都大田区東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目
	東京都立京浜運河緑道公園	東京都品川区東品川五丁目、八潮一丁目、八潮五丁目
	東京都立大井ふ頭緑道公園	東京都品川区八潮四丁目、八潮五丁目
	東京都立夢の島緑道公園	東京都江東区夢の島一丁目、夢の島二丁目、夢の島三丁目
	東京都立城南島緑道公園	東京都大田区城南島一丁目、城南島二丁目
	東京都立京浜島緑道公園	東京都大田区京浜島一丁目
	東京都立有明テニスの森公園	東京都江東区有明二丁目
	東京都立新木場緑道公園	東京都江東区新木場四丁目
	東京都立シンボルプロムナード公園	東京都港区台場一丁目、台場二丁目、東京都江東区青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目
	東京都立有明北緑道公園	東京都江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目
	東京都立晴海緑道公園	東京都中央区晴海四丁目、晴海五丁目

海上公園に関する事業及び計画を定めることについて、条例で規定されている。

(海上公園事業及び海上公園計画)	
第5条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業（以下「海上公園事業」という。）を行う。	
一 海上公園の整備に関すること。	
二 海上公園の利用公開に関すること。	
三 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。	
四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業	
第6条 知事は、海上公園に関する計画（以下「海上公園計画」という。）を定めなければならない。	
2 海上公園計画は、都立公園に関する計画その他の都市計画と調整されたものでなければならない。	

3 知事は、海上公園計画を定め、又は変更しようとするときは、東京都港湾審議会条例（昭和28年東京都条例第75号）に規定する東京都港湾審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、海上公園計画を定め、又は変更したときは、その概要を告示しなければならない。

第7条 知事は、第5条の海上公園事業を実施し、又は前条の海上公園計画を定め、若しくは変更するに当たっては、都民の意思が十分に反映されるよう努めなければならない。

海上公園は東京都海上公園条例により管理されており、一方で、都市公園は都市公園法等により管理されている。海上公園と都市公園の違いを要約すると、表D-7-2のとおりである。

表D-7-2 海上公園と都市公園の違い

区 分	海 上 公 園	都 市 公 園
法的 位 置 付 け	① 東京都海上公園条例により管理される（法律上の根拠は地方自治法の「公の施設」） ② 原則として、都市公園法の適用を受けない	① 都市公園法により管理される ② 一般に、都市計画法による都市計画施設として決定されている
性 格	臨海部において、積極的な親水性を持った自然に親しむ公園	都市環境の保全と同時に、幅広い利用を受け入れる公園
設置可能な施設	都市公園法に掲げる施設に加え、港湾環境整備施設（港湾法第2条第5項第9号の3）、干潟など自然環境保全施設、レクリエーション水域、係留施設、旅客施設など	都市公園法第2条第2項による園路、広場、植栽、花壇、ベンチ、遊具、野球場、植物園、売店、便所など
占用可能な物件	都市公園法に掲げる施設に加え、船客待合所、航路標識、公害観測施設など	電柱、水道管、地下鉄などの公共公益施設、郵便ポスト、公衆電話など生活関連施設、非常災害や博覧会などのための仮設施設など

令和4年版事業概要より抜粋

海上公園は、臨海地域及び水域において都が設置する都市公園以外の公園で、都の埋立地に設置された臨海部の特徴を生かした公園である。東京都海上公園条例（都市公園法に基づく都市公園とは異なる法体系）によって、港湾局が整備・管理している公園である。

一方、都立の都市公園は、都市公園法等の関連法令及び東京都立公園条例に基づき、建設局が整備・管理している。

例えば、「葛西海浜公園」は港湾局所管の海上公園であるのに対し、隣接す

る「葛西臨海公園」は建設局所管の都市公園である。また、「お台場海浜公園」が港湾局所管の海上公園であるのに対し、「台場公園」は建設局所管の都市公園である。

イ 監査の結果

〔分析 意見３－９に関するもの〕 晴海ふ頭公園と新たな晴海客船ターミナルの運用における連携について

都は、晴海地区に関して「豊洲・晴海開発整備計画」に基づき、活力ある複合市街地の形成を目指して、東京 2020 大会で整備された選手村を含め、大会のレガシーを踏まえたまちづくりを進めている。

同計画では、「生活利便性の向上やにぎわいの創出」として、晴海地区に連続したにぎわい空間を形成するため、地区中央に東西方向のにぎわい軸を設定し、にぎわい軸沿いの建物の低層部には商業施設等を誘導すること、地区の利便性を向上させるため船着場を配置すること、また「公園緑地の創出」として、水辺の魅力を最大限に活用するため、晴海ふ頭公園と合わせて、開放的な緑地・広場を拡充するとともににぎわい機能を配置すること、公園緑地を位置付け、水辺の周道路を確保すること等が示されている。

都は、晴海ふ頭公園を平成 29 年 10 月 1 日より休園とし、東京 2020 大会で選手村エリアとして使用の後、水辺の魅力を活かした開放的な緑地・広場を配置するなど、都民に親しまれる公園へとリニューアルし、令和 4 年 10 月に再開した。

一方、隣接する晴海客船ターミナルは、東京港開港 50 周年を記念し平成 3 年に開業し、東京の海の玄関口となり、送迎デッキや臨港広場からは壮大なクルーズ客船や開放感ある東京港の景観を楽しむことができるスポットであったが、竣工後にクルーズ船の大型化が進んだこと、また、平成 5 年に開通したレインボーブリッジの内側にあることから、超大型クルーズ客船の発着が難しくなる等の理由で、令和 4 年 2 月に閉館した。

（意見 ３－９） 晴海ふ頭公園と新たな客船ターミナルの運用における連携について

都は、晴海ふ頭公園を東京 2020 大会で選手村エリアとして使用の後、水辺の魅力を活かした開放的な緑地・広場を配置するなど、都民に親しまれる公園へとリニューアルし、令和 4 年 10 月に開園した。

公園内には、「Connect HARMU」という多彩なゾーンに応えられる交流拠点

が設置され、新しい交流がまち全体のコミュニティとして広がっていく「住み憩う」まちの交流拠点とされる。ペット同伴で利用できるテラス席やコワーキングスペース、ミーティングルーム等が設置され、民間活力を生かすことで、公園の魅力向上に寄与する施設として導入された。

一方、隣接する晴海客船ターミナルは、東京港開港 50 周年を記念し平成 3 年に開業し、東京の海の玄関口となり、送迎デッキや臨港広場からは壮大なクルーズ客船や開放感ある東京港の景観を楽しむことができるスポットであったが、竣工後にクルーズ船の大型化が進んだこと、また、平成 5 年に開通したレインボーブリッジの内側にあることから、超大型クルーズ客船の発着が難しくなる等の理由で、令和 4 年 2 月に閉館した。東京 2020 大会に合わせて、ゆりかもめで容易にアクセスができる「東京国際クルーズターミナル」が令和 2 年 9 月に開業し、機能の移転が行われた。現在、従来のターミナル施設は解体工事に着手しており、解体工事完了後は、解体した施設の跡地に、現在よりも小規模な客船受入施設が整備される予定である。

晴海ふ頭公園と晴海客船ターミナルは、いずれも港湾局所管の施設で隣接している。

晴海地区はこれまで交通の面で不便だったが、本作リニューアルを機に、晴海地区の一層の魅力アップと来訪者への快適な空間の提供に努めるとともに、ヤスメディアを通じて情報発信を積極的に行ったり、旅行会社や団体客への積極的な勧誘を行うなど、来訪者数の確保に向けた一層の取組を実施することを通じて、来訪者数の増加を図ることが望まれる。

民間活力を活用し先駆的な事業を実施する晴海ふ頭公園と、新たな客船ターミナルとの相互連携を強化して、それぞれの施設において相乗効果が見込まれる取組を検討されたい。

両施設の連携により施設間のネットワークが構築され、来訪者がそれぞれの施設を相互利用することを促進する仕組みが構築されることにより、更なる集客につなげられるものと考える。

魅力ある施設を機能的に連携させることにより、全体としての晴海地区の魅力向上につなげていくことができ、それぞれの施設において相乗効果が見込まれるような取組を検討されたい。

〔分析 意見 ３－１０、意見 ３－１１に関するもの〕 有明北緑道公園について 有明北緑道公園は、平成 28 年 4 月 1 日に開園し、江東区有明一丁目、二丁目に所在する海上公園である。東京タワーやレインボーブリッジ、高層ビル群を一望できる絶景スポットがあり、また、頭上には曲線を描いて架かる首都高

速道路の橋桁があって、都市空間ならではの美しさを備えた公園で、さらに、運河の水面を眺めながら釣りを楽しむことができるといった特徴を有している。今般の監査で、本公園の利用及び管理の状況を把握するため、現地視察を実施した。

(ア) 有明北緑道公園へのアクセス方法について

監査人は視察当日、港湾局が発行する海上公園ガイドとスマートフォン上の地図アプリケーションを片手に、徒歩で豊洲方面から有明北緑道公園を目指した。豊洲地区と有明地区を結ぶ富士見橋を渡ったところで、東雲運河沿いに緑道公園を目視にて確認できた。

さらに、緑道公園への出入口を探して道路を進んでいたが、緑道公園への進入路をなかなか発見することができず、付近の警備員に尋ねることによってようやく公園の出入口を知ることができ、公園に到着することができた。

この点、指定管理者が毎年度実施している利用者満足度調査の結果によると、満足度が良くないと回答した利用者の理由として「どこから入るのがわからなかった」、「入口をもっと増やしてほしい」等の声も複数上がっている。



有明北緑道公園への出入口付近の様子
(監査人撮影)

(イ) 富士見橋付近における出入口設置について

有明北緑道公園は、図D-7-1のように、公園の先が袋小路となっており、通り抜けることができない。

都によれば、将来的には、先の公園とつながることで通り抜けできるようになることだが、監査人が視察したところ、有明方面から豊洲方面への動線を考えると、富士見橋のたもと付近に出入口が設置されると、より一層、便利

になると感じられた。



富士見橋のたもと付近 (監査人撮影)

この点、指定管理者が毎年度実施している利用者満足度調査の結果によると、令和元年度調査結果では、総合満足度が不満であると回答した利用者の理由として、「通り抜けできなかった。」という意見があり、また、要望欄においても「通り抜けできるようにしてください。(階段の設置要望)」という要望が複数見受けられた。また、令和2年度調査結果においても、同様に総合満足度が不満であると回答した利用者の理由として、「富士見橋のたもと公園内に入出入口が無いので、公園内に入った時、行き止まり感があり利用者が少ないのでは」という意見があり、また、要望欄においては、令和元年度と同様に、通り抜けられるような階段設置の要望がなされている。さらに、令和3年度調査結果においても同様の要望が続いている。

図D-7-1 有明北緑道公園の出入口付近（現在地）に設置されている案内図



（意見3-10）有明北緑道公園へのアクセス方法について

監査人が、海上公園サイトとスマートフォン上の地図アプリケーションを片手に、徒歩で豊洲方面から有明北緑道公園を目指したところ、公園への進入路をなかなか発見することができず、付近の警備員に尋ねることによって公園の出入口を知ることができ、公園に到着することができた。

指定管理者が毎年度実施している利用者満足度調査の結果によると、満足度が良くないと回答した利用者の理由として「どこから入るのかわからなかった」、「入口をもっと増やしてほしい」等の声も複数上がっている。

豊洲方面から有明方面への来訪者にとって、この経路は公園への最短経路であって、公園案内板を設置することにより、明示的に公園までのアクセスを示されたい。

（意見3-11）富士見橋付近における出入口設置について

有明北緑道公園は、公園の先が袋小路となっており、通り抜けることができない。

都によれば、将来的には、先の公園とつながることで通り抜けるようになることだが、監査人が視察したところ、有明方面から豊洲方面への動線を考えると、富士見橋のたもと付近に出入口が設置されると、より一層、便利になると感じられた。

指定管理者が毎年度実施している利用者満足度調査の結果によると、令和元年度調査結果では、「通り抜けることができなかった。」という意見があり、また、要望欄においても「通り抜けるようにしてください。（階段の設置要望）」という要望が複数見受けられた。また、令和2年度調査結果においても、「富士見橋のたもと公園内に出入口が無いので、公園内に入った時、行き止まり感があり利用者が少ないのでは」という意見があり、また、要望欄においては、令和元年度と同様に、通り抜けられるような階段設置の要望がなされている。さらに、令和3年度調査結果においても同様の要望が続いている。

直近の複数年の調査結果で、公園利用者から同様の要望や意見があることは、今後の有明北緑道公園の施設整備や運営に関して検討すべき事項である。

有明方面から豊洲方面への動線を確保するため、富士見橋のたもと付近に出入口を設置するなど、検討されたい。また、利用者満足度調査の結果に、「ベビーカー用のスロープを階段に取り付けて欲しい」という要望もあるので、併せて検討されたい。

8 海上公園事業について

(1) 海上公園の管理について

ア 事業の概要

(ア) 海上公園に係る指定管理者制度

海上公園の管理運営に関する業務は、臨海開発部海上公園課が所管し、具体的な海上公園の整備、管理及び補修に関する業務は、東京港管理事務所臨海地域管理課が所管している。海上公園の管理・運営は、東京都海上公園条例に基づいて実施されている。

都は、昭和 49 年度の海上公園事業の開始当初は直営管理を行ってきたが、平成 10 年度には全面的に管理委託制度へ移行し、さらに平成 18 年 4 月より、効果的・効率的な管理運営を目指すため、指定管理者制度を導入している。

都は、「東京都指定管理者制度に関する指針」において、指定管理者の選定は、広く民間のノウハウを活用し競い合いの中で最も適切な事業者を指定管理者候補者として選定することを基本としており、公募によることを原則としている。また、指定管理者の選定は、具体的な選定基準を設定した上で、選定委員会の審査を経て行い、選定委員会は各施設の専門性と業務内容を踏まえる必要があることに加え、事務の効率化を図るため、所管局単位で設置するものとされている。

海上公園の指定管理者の選定に関しては、港湾局内に「海上公園の指定管理者選定委員会」が設置され、東京都海上公園条例第 30 条の 3 第 2 項で定める基準に基づき、「指定管理者選定要項」に定められた審査項目に従い、申請団体から提出された書類を審査し、また、財務状況に関して申請団体から提出された財務関係書類等により調査を行っている。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、申請団体へのヒアリングを実施している。

海上公園は、東部地区、南部地区、臨海副都心地区、葛西海浜公園、若洲海浜公園、東京港野鳥公園及び海の森公園に区分され、地区別海上公園別の指定管理者と指定期間は、表 D－8－1 のとおりである。

表 D－8－1 海上公園別の指定管理者及び指定期間

地区	公園名	指定管理者	指定期間
東部地区 (8公園)	東京都立辰巳の森海浜公園	T P T	平成 28 年度～令和 4 年度 (7 年間)
	東京都立新木場公園		
	東京都立春海橋公園		
	東京都立晴海ふ頭公園		
	東京都立辰巳の森緑道公園		
	東京都立夢の島緑道公園		
	東京都立新木場緑道公園		
	東京都立晴海緑道公園		
	東京都立大井ふ頭中央海浜公園		
	東京都立城南島海浜公園		
南部地区 (15公園)	東京都立品川北ふ頭公園	アメニス海上南部 地区グループ (代表 株式会社 日比谷アメニス)	平成 28 年度～令和 4 年度 (7 年間)
	東京都立芝浦南ふ頭公園		
	東京都立コソテナふ頭公園		
	東京都立みなとが丘ふ頭公園		
	東京都立東海ふ頭公園		
	東京都立城南島ふ頭公園		
	東京都立京浜島つばき公園		
	東京都立京浜運河緑道公園		
	東京都立大井ふ頭緑道公園		
	東京都立東海緑道公園		
	東京都立京浜島緑道公園		
	東京都立城南島緑道公園		
	東京都立お台場海浜公園		
	東京都立有明親水海浜公園		
	東京都立有明西ふ頭公園		
臨海副都心 地区 (12公園)	東京都立水の広場公園	東京臨海副都心グ ループ (代表 R H D)	平成 28 年度～令和 7 年度 (10 年間) ※有明親水海浜公 園は令和 4 年 8 月 1 日～
	東京都立青海北ふ頭公園		
	東京都立青海南ふ頭公園		
	東京都立青海中央ふ頭公園		
	東京都立臨ふ頭公園		
	東京都立シンボルロード公園		
	東京都立東八潮緑道公園		
	東京都立有明北緑道公園		
	東京都立有明南緑道公園		
	東京都立有明東緑道公園		
葛西海浜公 園	東京都立葛西海浜公園	葛西海浜公園パベ ー トナース (代表 西武造園 株式会社)	令和 3 年度～令和 7 年度 (5 年間)

地区	公園名	指定管理者	指定期間
若洲海浜公園	東京都立若洲海浜公園	若洲シーサイドパークグループ (代表 TPT)	令和2年度～令和4年度 (3年間)
東京港野鳥公園	東京都立東京港野鳥公園	東京港野鳥公園グループ (代表 TPT)	平成28年度～令和4年度 (7年間)
海の森公園	東京都立海の森公園	—	—

都提供資料より監査人作成

指定管理業務の対価となる指定管理料に関しては、サービスの向上と行政の効率化を図る観点から、施設の管理業務の内容を精査の上、必要な経費を負担することとし、利用料金制を導入する施設やその他事業収入等から経費への繰入れを予定している施設については、管理運営に必要と見込む経費から利用料金や繰入金の見込額を控除して積算するものとされている。

公の施設の使用料は、当該施設を使用することの対価としての性質を有するため、原則として地方公共団体に帰属する金銭であり（地方自治法第225条）、利用料金制を採用しなければ、これに相当する金銭を指定管理者に帰属させることはできない（同法第244条の2第8項）。都は、利用料金制は公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るために創設されたものであることから、積極的な導入を図ることとしている。

海上公園の指定管理料に関しては、指定管理者の選定段階において、応募者に、都が示す管理の対象範囲、管理運営業務、維持管理の基準等に基づき算出した単年度ベースの選定基準額を参考に提案させている。その提案のあった金額に基づき、年度ごとに指定管理者と協議を行い、議決された予算額の範囲内で決定し、また、利用料金制を導入している施設では、管理運営に必要と見込む経費から利用料金の見込額を控除して指定管理料を決定している。

なお、指定管理料の精算は行わないこととされ、経費の不足分に関しては、原則として指定管理者の負担とされている。ただし、若洲海浜公園については、利用料金収入で経費を賄うこととされるため、都からの指定管理料の支払はなく、利用料金収入の一部を、都への納付金として納めることとなっている。

海上公園に関する指定管理料の5年間の推移は、表D－8－2のとおりである。

表D－8－2 指定管理料の5年間の推移

(単位：千円)

公園地区	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東部地区	186,996	176,268	180,418	182,872	203,492
南部地区	317,046	335,717	348,335	373,672	401,350
臨海副都心地区	537,374	533,670	543,213	596,298	630,604
葛西海浜公園	72,318	104,000	105,107	106,254	132,976
東京港野鳥公園	123,313	125,380	130,898	136,367	134,756
合計額	1,237,047	1,275,035	1,307,971	1,395,463	1,503,178

(参考)

若洲海浜公園	781,584	772,141	695,034	427,017	706,030
--------	---------	---------	---------	---------	---------

都提供資料より監査人作成

(注) 若洲海浜公園は利用料金収入額

令和3年度の南部地区の指定管理料は、東京2020大会の設営、撤去及び大会開催に伴う施設の利用休止により利用料金収入が減少したこと、また、大会会場として清掃費用を増額したこと等を要因として、過年度に比べ多額になっている。

一方、葛西海浜公園の指定管理料及び管理運営経費の推移は、表D－8－3のとおりであり、葛西海浜公園固有の理由から、令和3年度に指定管理料を増額している。

表D－8－3 葛西海浜公園の指定管理料及び管理運営経費の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理料A	72,318	104,000	105,107	106,254	132,976
人件費支出	17,147	16,066	21,789	18,421	36,491
事業費支出	43,169	74,324	66,549	71,739	73,817
間接費支出	5,106	4,995	7,067	6,311	10,200
消費税等	5,234	7,631	8,587	9,647	9,504
支出合計B	70,656	103,016	103,992	106,117	130,012
収支差額A-B	1,662	984	1,115	137	2,964

都提供資料より監査人作成

葛西海浜公園では、平成18年度以降、隣接する建設局所管の葛西臨海公園

と一体管理を行うため、特命により指定管理者を選定してきていたが、平成30年10月に、葛西海浜公園が都内初のラムサール条約湿地に登録され、新たに、ラムサール条約登録湿地としての管理の重要性が高まったことから、令和3年度指定管理者選定より、葛西海浜公園単独の指定管理者を公募した。

その結果、葛西海浜公園単独管理に伴う人件費、管理費等の増額に加え、令和3年3月策定の「葛西海浜公園保全活用計画」の下、これまで以上に、自然環境の保全、文化の継承、利活用、魅力の発信を強化していくため、指定管理料を増額している。

イ 監査の結果

〔分析〕 海上公園の意義と目的、管理に関する法規等について

海上公園は、「自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与すること」を目的とし、水や緑、港の景観等に親しむ場所として都民の利用に供することが目的であると規定されている。

都は、海上公園の維持管理及び修繕等に関する管理業務を指定管理者に委ねて実施し（条例第30条の2）、指定管理者は、①関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと、②利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと、③海上公園施設の維持管理及び修繕を適切に行うこと、④指定管理者が業務に関連して取得した利用者に関する情報を適切に取り扱うこと、といった定めにより、海上公園に関する業務を行うものとされている（条例第30条の6）。

指定管理者は、海上公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づいて公園の管理業務を行う。基本協定は、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉と緑豊かな都市づくりに寄与するために設置された公園を効果的かつ効率的に管理するために必要な基本的事項を定めることが目的とされている。

基本協定において、指定管理者は、管理業務の実施に当たっては、基本協定のほか、法令等の規定に従って、誠実にその業務を実施し、常に公共性の保持に努めるとともに、公園を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、「管理運営指針」に基づき業務を実施し、その状況を記録しておくものと規定されている（基本協定第10条）。

また、海上公園を管理する基本方針として、指定管理者は、公の施設である公園の利用者を、平等かつ公平に取り扱わなければならないこと、行政の代行者としての基本姿勢に立ち、公園の適正な管理を行い、都民の信頼に応えな

ければならないこと、質の高いサービスの提供を図るとともに、多様なニーズに対応した公園の管理に努めなければならないことが規定されている（基本協定第3条）。

海上公園の管理業務に関して、指定管理者と都との役割分担は、次の表のよう

うに規定されている（基本協定別紙2）。

表D-8-4 海上公園の管理運営に関する業務分担

項目	指定管理者	東京都
公園の運営管理 （企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、都民協働、自然環境保全、利用促進活動、禁止行為に対する注意・指導等）	◎	
広報 （ホームページ、リーフレット作成、メディアへの情報発信等）	◎	○ （東京都の関係媒体に限る。）
公園施設の維持管理 （植物管理、園地保全、安全の確保、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕、安全管理、光熱費支出等）	◎	
有料施設の利用承認 （受付、承認、料金徴収事務）	◎	
事故対応 （関係機関への報告、被害者対応など）	◎	○ （指示等）
災害時対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	◎	○ （指示等）
災害復旧 （本格復旧）		◎
公園の法的管理 （占用許可）		◎ （写真撮影等の受付業務・占用料の徴収事務等に限る。）
公園施設の整備、大規模改修		◎
包括的管理責任 （管理限域を除く。）		◎

都提供資料を基に監査人作成

上表より、植物管理や園地保全、清掃、施設保守点検、補修修繕等の公園施

設の維持管理に関しては、指定管理者の役割である。

指定管理者は、都が指定管理者に示している管理運営等の基準である「管理運営指針」（以下「運営指針」という。）により、海上公園の維持・管理業務を実施する。運営指針は、主に管理運営の考え方を示すものであり、実際の個別具体的な状況が記載内容と異なる場合には、都からの通知や指示等に従うこと、また、施設や物品等についても、最新の現況を優先して管理運営を行うものとされている。

運営指針の「運営管理に係る業務の内容及び基準」において、運営管理は、公園施設の利用促進と保全、利用者への対応、規制、利用の調整等を通じて、各公園の効用とサービスを最大限に高める業務であることが明示され、公園の効用や一般の公園利用を妨げる次の行為については、都が許可・承認（（１）イ及びびウ）したものを除き、指導等を行うものとされている。

（１）利用（使用）上の規制
ア 禁止される行為
（ア） 条例第 17 条に定める行為（イに定める行為を除く）
（イ） ごみの投棄、車両等の放置
（ウ） 火気の使用
（エ） 公園内を物品その他の物で占有すること。
（オ） 犬の放し飼い
（カ） その他海上公園の管理運営に支障を及ぼす行為
イ 許可を要する行為
（ア） 植物等の採取
（イ） 広告宣伝等
（ウ） 遊泳
（エ） イベント等催事
（オ） 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為
ウ 立ち入りの承認を要する行為
占用を伴わないで公園利用目的以外の立ち入りを行う行為
（２）不法占拠者等への対応
不法占拠などの不適正な公園利用を認識したときは、撤去・退去を指導するとともに、必要に応じて、東京都に協議するものとします。

また、苦情等は日常的に発生することが想定されるので、対応のルールや都への報告等について創意工夫を行うものとされ、公園利用者の利用調整や接遇

等に関しては、次のように規定されている。

ア 公園利用者に対して、次の事項について指導等を行います。
（ア） 禁止事項の説明
（イ） 事故防止の注意
（ウ） 施設の使用方法的説明
（エ） 公園での学習等の指導、アドバイス
イ 公園利用者間の調整を行い、トラブル等を防止します。
ウ 公園利用者から質問等があった場合は、丁寧に対応します。
エ けが人等が発生した場合は、応急手当等を速やかに行い、必要に応じ救急車の手配を行います。
オ 利用者への接遇状況を管理日誌等により記録し、東京都から提示を求められたときは、それに応じるものとします。

次に、運営指針の「施設維持管理に係る業務の内容及び基準」において、施設維持管理は、公園を構成する様々な施設を本来の機能、美観、安全を有するよう、適正に維持する業務で、保守点検、補修・修繕を含むものであることが明示され、その業務実施に先立ち、年間作業実施計画書を作成し都の承認を得ること、月ごとに作業実施報告書を作成して、各月終了後に遅滞なく都の承認を受けること、実施報告書では具体的な作業実施内容や数量等を取りまとめ、作業確認簿や記録写真を整理し、成果を確認できるようにすること等が規定されている。

写真撮影の頻度（最低月 1 回）や方法等は都と協議することとされ、計画に変更がある場合は、その旨を遅滞なく都に届け出るものとしている。

また、施設補修・修繕の事項として次のように規定されている。

（ア） 室内電球、公園灯や運動施設の照明灯等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換や、利用者が快適に過ごすことができるようベンチの座板の取替えなどを行います。
（イ） 1 件（基）当たりの予定金額が 30 万円未満の施設修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）を行います。
（ウ） 東京都と協議の上で、1 件（基）当たりの予定金額が 30 万円以上の緊急性を要する施設修繕を行う場合があります。
（エ） 東京都と協議の上で、利用者の安全性や利便性等を確保する上で必要な施設修繕等を行う場合があります。